

生徒指導だより

2月号

令和8年1月30日発行
市川市立東国分中学校
生徒指導部

2月の活動目標

相手との距離感を 考えて接しよう

2026年が始まって、早くも1か月が過ぎました。3年生は受験が本格的にスタートし、自分の進路に向かって、一生懸命に努力をしています。残り約1か月全てを出して頑張ってほしいと思います。

さて、2月は学年のまとめに向けて、学校生活を落ち着いて過ごす大切な時期です。この時期にあらためて意識してほしいことが、人との関わり方です。

仲が良いからこそ、言い過ぎたり、距離が近くなりすぎたりすることがあります。また、何気ない言葉や言動が、相手を不安にさせたり、傷つけてしまうこともあります。大切なのは、「自分がどうしたいか」だけではなく、「相手がどう感じるか」を考えて接することです。相手に安心感を与える関わり方ができているか、今一度振り返ってみましょう。



「ネット・生活トラブル防止」講演会 ～法の視点から～

1月9日（金）に弁護士の先生を講師にお招きし、1・2年生対象に、「ネット・生活トラブル防止」をテーマとした講演会を実施しました。インターネットやSNSが身近な存在となった今、トラブルに巻き込まれないために、また知らないうちに加害者にならないために、法律の専門家から直接お話を伺う貴重な機会となりました。



講演会で弁護士の先生が伝えていたこと（要点）

- ・人は「体・心・物」の3つで守られており、どれも人権として大切にされている
- ・体を傷つけなくても、悪口や中傷、写真や情報の無断使用・拡散は、人の心や人格を傷つける行為になる
- ・SNSは相手の顔が見えず、気軽に使える分、言葉が強くなりやすい
- ・一度ネットに出た情報は、簡単には消えず、後から大きな問題になることがある
- ・本当のことを書いていても、人の名誉を傷つければ問題になる場合がある
- ・ネット上では相手が誰か分からず、中学生になりました大人が近づくこともある
- ・写真や個人情報を送ることで、被害にあう事件が実際に起きている
- ・困ったときは一人で抱え込まず、家族や先生、大人に早く相談することが大切
- ・大切なのは「やらない・書かない・広げない」という判断

1・2年生の感想

- ・今回は「法」という新しい視点からの説明で、弁護士という立場からお話をいただき、分かりやすく、内容を深めることができました。
- ・SNSは身近で自分は気づいていなくても、相手からしたら、いじめだと思うこともあると思うので、注意していきたいです。SNSの使い方、人との関わり方などをもう一度確認したいです。
- ・法テラスは弁護士に相談する前に、困っていたら相談できるから、誰かが困っていたら教えてあげようと思った。
- ・「心」「体」「物」を傷つけず、相手の嫌がることをせず、正しいことは正しいこととして、真っすぐに生きていこうと思った。
- ・SNSはいつでも手にできるし、人権は誰でも持っている。そしていつでも人権を傷つけられるし、SNSで誹謗中傷もできる。だからもっと慎重に生きようと思いました。
- ・ネットの投稿は消えず、長い時を経て自分を害するという話を聞いて、ネットの恐ろしさを知った。ネットは長所も短所もどちらも大きいので、上手く使っていきたい。
- ・暴行など、普通に生活していたら縁のないことだと思うけど、言葉で心を傷つけることは、もしかしたらあるかもしれないから、感情的になったりせず言葉を選んで話せるように意識したらいいと思った。
- ・物を買って、「何か変だな」と思ったら188に連絡して、3回無料で相談できることは凄いと思いました。



～自転車乗車時にルールを遵守しよう～

小中学生の自転車での交通事故が増えています。以下のルールを確認し、交通事故にならないよう、自転車に乗車しましょう。

自転車乗車時のルール

- 1、自転車乗車中は、スマートフォンを操作しない。
- 2、自転車乗車時は、被害者にも加害者にもなり得る。
- 3、自転車乗車時には、前後左右の安全確認や信号機の有無に問わらず安全確認を行う。
- 4、細い通りから大通りへ出る時、一時停止の標識や停止線がある時などは、必ず一時停止をする。
- 5、被害者、加害者に問わらず、事故が発生した時は学校に報告をする。



「自転車ポータルサイト」(警察庁 Web サイト)に、より詳しくルールについて記載してあります。右記のQRコードからアクセスしてみてください。

